

個人情報ファイル簿

整理番号	436	
個人情報ファイルの名称	建築行政共用データベースシステム	
実施機関の名称	知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	熊谷建築安全センター	
個人情報ファイルの利用目的	建築基準法第12条第8項に基づく建築基準法令の規定による処分の管理及び保存	
記録項目（個人情報ファイルに記録される項目）	1 建築主氏名、2 建築主住所、3 建築主電話番号、4 申請代理者、5 設計者、6 建築設備に関し意見を聴いた者、7 工事監理者、8 工事施工者、9 建築場所地名地番、10 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別、11 防火地域、12 道路、13 敷地面積、14 主要用途、15 工事種別、16 建築面積、17 延べ面積、18 建築物の数、19 建築物の高さ等、20 許可・認定等、21 工事着手予定年月日、22 工事完了予定年月日、23 特定工程工事終了予定年月日、24 建築基準法第12条第1項の規定による調査の要否、25 建築基準法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無、26 その他必要な事項、27 設置者氏名、28 設置者住所、29 設置者電話番号、30 昇降機の概要、31 築造主氏名、32 築造主住所、33 築造主電話番号、34 工作物の概要、35 確認申請受付番号、36 確認申請受付日、37 確認番号、38 確認年月日、39 確認済証交付者、40 完了検査済証番号、41 完了検査日、42 完了検査済証交付者、43 中間検査済証番号、44 中間検査日、45 中間検査済証交付者	
記録範囲（本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲）	建築主、設置者、築造主	
記録情報の収集方法（個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法）	1 建築主、設置者又は築造主から提出された建築計画概要書又は築造計画概要書、2 指定確認検査機関から送付された建築計画概要書又は築造計画概要書、3 指定確認検査機関から報告された確認審査報告書、完了検査報告書又は中間検査報告書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無	
記録情報の経常的提供先（記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先）	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	熊谷建築安全センター
	所在地	熊谷市新堀500
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	根拠法令	—
	内容	—
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		電算処理ファイル

(電算処理ファイルである場合) 利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の 範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報 ファイルである旨		非該当
行政機関等匿名加工情報の提案 を受ける組織の名称及び所在地	課所名	—
	所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要		—
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案を受ける組織 の名称及び所在地	課所名	—
	所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案 をすることができる期間		—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれていると きは、その旨		無
備考		

個人情報ファイル簿

整理番号	2057	
個人情報ファイルの名称	定期報告台帳	
実施機関の名称	知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	熊谷建築安全センター	
個人情報ファイルの利用目的	建築基準法第12条第8項の規定による定期報告の管理及び保存	
記録項目（個人情報ファイルに記録される項目）	1 建物名称、2 所在地、3 報告者住所、4 報告者名、5 所有者住所、6 所有者名、7 建物用途、8 用途地域、9 敷地面積、10 延べ面積、11 用途面積、12 構造、13 階数、14 用途の階、15 建築設備、16 昇降機、17 前回報告日、18 今回調査日、19 有効期限、20 結果、21 確認済証、22 検査済証、23 報告履歴、24 工事履歴、25 通知履歴	
記録範囲（本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲）	所有者、管理者、報告者	
記録情報の収集方法（個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法）	1 報告者から提出された定期調査報告概要書又は定期検査報告概要書、2 建築行政共用データベースシステム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無	
記録情報の経常的提供先（記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先）	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	熊谷建築安全センター
	所在地	熊谷市新堀500
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	根拠法令	—
	内容	—
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		電算処理ファイル
（電算処理ファイルである場合） 利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	課所名	—
	所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要		—

作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案を受ける組織 の名称及び所在地	課所名	—
	所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案 をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれていると きは、その旨	無	
備考		

個人情報ファイル簿

整理番号	2058	
個人情報ファイルの名称	建設リサイクル法届出等台帳	
実施機関の名称	知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	熊谷建築安全センター	
個人情報ファイルの利用目的	建設リサイクル法届出等の管理及び保存	
記録項目（個人情報ファイルに記録される項目）	1 受付番号、2 受付年月日、3 届出者氏名、4 届出者住所、5 工事の名称、6 工事の場所、7 工事対象床面積、8 工事の種類、9 元請業者名、10 元請業者住所、11 元請業者の工事業種別、12 担当者氏名、13 元請業者電話番号、14 工事着手予定日、15 工事完了予定日、16 特定建築資材への飛散性石綿および非飛散性石綿の付着の有無、17 特定建築資材以外への飛散性石綿および非飛散性石綿の付着の有無、18 特定建築資材の廃棄物発生見込量	
記録範囲（本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲）	届出者	
記録情報の収集方法（個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法）	本人から提出された建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無	
記録情報の経常的提供先（記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先）	北部環境管理事務所、東部環境管理事務所、熊谷労働基準監督署、行田労働基準監督署	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	熊谷建築安全センター
	所在地	熊谷市新堀500
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	根拠法令	—
	内容	—
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		電算処理ファイル
（電算処理ファイルである場合） 利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	課所名	—
	所在地	—

行政機関等匿名加工情報の概要		—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	課所名	—
	所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨		無
備考		